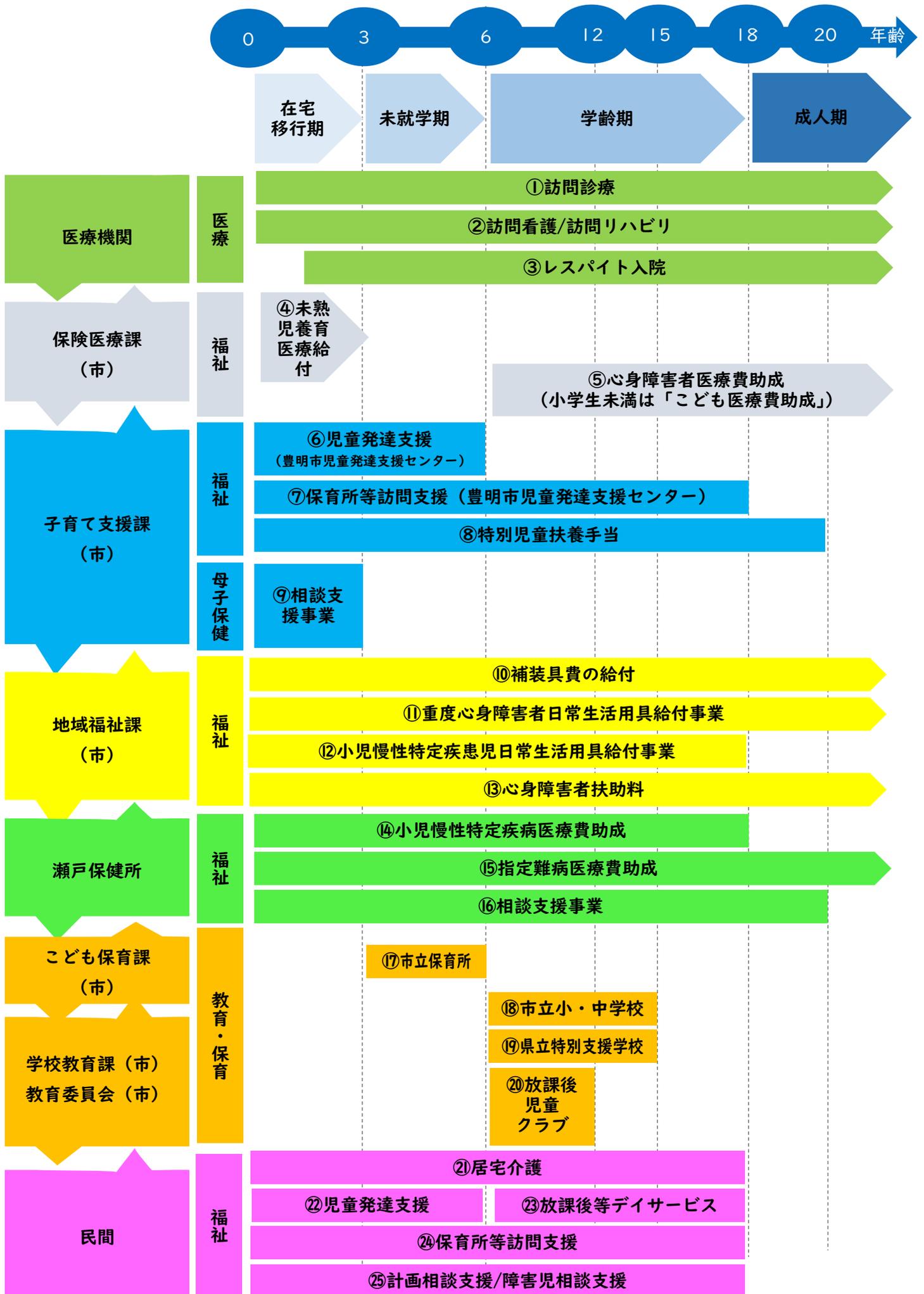


医療的ケア児支援マップ【保護者用】



医療的ケア児支援一覧

医療機関	1	制度名	訪問診療
		制度概要	医師が自宅を訪問し、医療的ケアを必要とする児童の診療を行います。
		対象者	病気や障がい等があり、病院に通うのが困難な者等
		要件	主治医が必要だと判断した場合
		実施主体	医療機関等
		担当部門	主治医
医療機関	2	制度名	訪問看護／訪問リハビリ
		制度概要	看護師などが居宅を訪問して、主治医の指示や連携により看護を行います。健康状態のアセスメントや心理的な支援、医療的ケア等の看護だけでなく、必要に応じた各種サービスの紹介や関係機関との連携など、様々な支援や調整を行います。また、理学療法士や作業療法士等が訪問してリハビリテーションを行う「訪問リハビリテーション」もあります。
		対象者	疾病や障害があり、居宅で療養しながら生活をしており、主治医が訪問看護を必要と認めた者
		要件	0歳～満18歳未満
		実施主体	医療機関等
		担当部門	訪問看護ステーション等
医療機関	3	制度名	レスパイト入院
		制度概要	介護している家族等の休息を目的として、医療機関等での一時入院を行います。
		対象者	医療機関が認めた者
		要件	医療機関が認めた者
		実施主体	医療機関等
		担当部門	主治医
保険医療課	4	制度名	未熟児養育医療給付制度
		制度概要	未熟児等で指定養育医療機関において入院養育が必要であると医師が認めた場合に、医療費の一部を公費で負担します。
		対象者	出生時体重が2,000g以下のもの、強度のチアノーゼが持続するもの、呼吸数が毎分50を超えて増加傾向にあるもの など
		要件	医師が入院養育を必要と認めたもの（医師の「養育医療意見書」が必須）。 ※対象児が退院する前に申請が必要。退院後の申請は受付不可。
		実施主体	豊明市
		担当部門	保険医療課（0562-92-8366）

保険医療課	5	制度名	心身障害者医療費助成制度
		制度概要	障がい者に医療費受給者証を交付し、医療費の全部または一部を助成します。
		対象者	身体障害者手帳1～3級、4級（腎臓機能障害）、4～6級（進行性筋萎縮症）所持者、知能指数50以下のもの（療育手帳A・B所持者）、自閉症候群の診断が出ているもの、精神障害者保健福祉手帳1～3級所持者、自立支援医療受給者証所持者
		要件	同上
		実施主体	豊明市
		担当部門	保険医療課（0562-92-8366）

子育て支援課（市）	6	制度名	児童発達支援
		制度概要	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
		対象者	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児
		要件	発達に課題があり、支援が必要な児童（未就学児）
		実施主体	豊明市
		担当部門	豊明市児童発達支援センター「どんぐり」（0562-85-6661）

子育て支援課（市）	7	制度名	保育所等訪問支援
		制度概要	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の必要な支援を行います。
		対象者	以下の①または②に該当し、当該施設において、専門的な支援が必要と認められた障害児 ①保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通っている ②乳児院その他の児童が集団生活を営む施設に入所している
		要件	発達に課題があり、支援が必要な児童（満18歳未満）
		実施主体	豊明市
		担当部門	豊明市児童発達支援センター「どんぐり」（0562-85-6661）

子育て支援課（市）

8	制度名	特別児童扶養手当
	制度概要	身体または精神に障がいをもつ20歳未満の児童の身の回りの世話をしている親もしくは養育者に手当を支給します。
	対象者	障がい児の親もしくは親以外でその障がい児と同居して身の回りの世話や養育をしている方【所得制限あり】
	要件	・重度の身体障がい（おおむね身体障害者手帳の等級が1・2級）または、重度の精神障がい（知的障がいの場合は療育手帳の区分がA判定程度） ・中度の身体障がい（おおむね身体障害者手帳の等級が3級・4級の一部）または、中度の精神障がい（知的障がいの場合は療育手帳の区分がB判定程度）
	実施主体	愛知県
	担当部門	子育て支援課（市）（0562-85-3950）

9	制度名	相談支援事業
	制度概要	お子さんとご家族がより良い療養生活を送ることができるよう、保健師が相談を行っています。
	対象者	0歳～満3歳の児童とその保護者
	要件	同上
	実施主体	豊明市
	担当部門	子育て支援課（市）（0562-85-3950）

地域福祉課（市）

10	制度名	補装具の助成事業
	制度概要	身体機能の障害を補い、日常生活を容易にするための器具購入等の給付を行います。
	対象者	身体障害者・難病患者及び戦傷病者（概ね第3款症以上）
	要件	各補装具により要件の定めあり
	実施主体	豊明市
	担当部門	地域福祉課（0562-92-1119）

11	制度名	豊明市重度心身障害者日常生活用具給付事業
	制度概要	重度障害者等が自力で日常生活を送ることができるよう生活用具の給付を行います。
	対象者	身体障害者、知的障害者、障害児、難病患者等
	要件	日常生活用具ごとの「障害及び程度」に該当する心身障害者（児）
	実施主体	豊明市
	担当部門	地域福祉課（0562-92-1119）

地域福祉課
(市)

12	制度名	豊明市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業
	制度概要	小児慢性特定疾患児が日常生活を送ることができるよう生活用具の給付を行います。
	対象者	小児慢性特定疾患治療研究事業の対象となっている18歳未満の者
	要件	豊明市の住民基本台帳に記録されている小児慢性特定疾患患者
	実施主体	豊明市
	担当部門	地域福祉課(0562-92-1119)

13	制度名	豊明市心身障害者扶助料事業
	制度概要	手帳を有する人に対し、障害の程度に応じ手当を支給します。
	対象者	身体障害者児1級～4級、知的障害者児A, B判定、精神障害者児1級～3級
	要件	豊明市による手帳管理の障害者
	実施主体	豊明市
	担当部門	地域福祉課(0562-92-1119)

瀬戸保健所

14	制度名	小児慢性特定疾病医療費助成制度
	制度概要	小児の慢性疾病のうち、国が定めた疾病を持つ児童の医療費等の自己負担分の一部を公費で助成する制度です。 受給者は世帯の課税額や収入状況に応じて定められた医療費の自己負担分を各医療機関に支払います。
	対象者	18歳未満で小児慢性特定疾病の方 (ただし、18歳になる前からすでに制度を利用している方は、承認されれば20歳未満まで延長が可能です。)
	要件	小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象疾病に罹患し、かつ、状態や治療状況など国が定めた基準を満たしている場合
	実施主体	瀬戸保健所
	担当部門	総務企画課(0561-82-2196)

瀬戸保健所	15	制度名	特定医療費（指定難病）助成制度
	制度概要	<p>指定難病の治療に係る医療費等の自己負担額の一部を公費で負担する制度です。申請や更新を行うことにより、前年の所得に対する課税状況等に応じて1か月の治療にかかる自己負担の「自己負担上限額」が設定されます。</p> <p>※小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象疾病の場合は、小児慢性特定疾病医療費助成制度が優先されます。</p>	
	対象者	指定難病の診断を受けている方	
	要件	<ul style="list-style-type: none"> ・指定難病の診断を受けており病状の程度が国の定める基準を満たしている方 ・指定難病の診断を受けており、病状の程度が国の定める基準を満たしていない場合であっても、指定難病に係る月ごとの医療費総額（10割分）が33,330円を超える月が、申請月以前の12か月以内に3回以上ある方（軽症高額該当） 	
	実施主体	瀬戸保健所	
担当部門	総務企画課（0561-82-2196）		

16	制度名	相談支援事業
	制度概要	お子さんご家族がより良い療養生活を送ることができるよう、病気に関することや家庭での療養生活等について保健師が相談を行っています。
	対象者	小児慢性特定疾病児童等とその保護者
	要件	
	実施主体	瀬戸保健所
	担当部門	健康支援課地域保健グループ（0561-82-2157）

こども保育課（市）	17	制度名	豊明市立保育園への医療的ケア児の受け入れ
	制度概要	医療的ケア児の保育所入所に関するガイドライン参照	
	対象者	豊明市民で3歳以上児を基本とし、主治医から集団生活が可能であると判断されている児童	
	要件	保護者の就労等の理由により、保育所等で保育を行うことが適当であり、かつ保育主治医に集団保育を実施することが適切だと認められること	
	実施主体	豊明市立保育園（原則 青い鳥保育園）	
	担当部門	こども保育課（0562-92-1120）	

18	制度名	豊明市立小学校・中学校における医療的ケアの実施
	制度概要	医療的ケアが必要な児童生徒の保護者負担を軽減するとともに、対象児童生徒の教育を受ける機会を確保し、自立を促すための医療的ケアを実施する看護師を派遣する体制の整備を進めています。
	対象者	市内小学校・中学校に通う医療的ケアを必要とする児童生徒
	要件	家庭で日常的に保護者が行っている医療的ケアが確立し、安定して行われており、障害の状態や医学的見地からの意見を踏まえ、小中学校での受け入れが可能かどうか相談が必要ですので、学校支援室にお問合せください。
	実施主体	豊明市教育委員会
	担当部門	学校支援室（0562-92-1292）

19	制度名	学校看護師による医療的ケアの実施
	制度概要	愛知県立特別支援学校では、医療的ケアが日常的に必要な幼児児童生徒の教育を受ける機会を確保するために、学校に勤務する看護師が医師の指導・助言に基づき医療的ケアを実施しています。
	対象者	医療的ケアの内容、学校生活を送るためにどのようなことが必要かなど、教育相談を受けることが必要です。対象の特別支援学校、市教育委員会等にお問合せください。
	要件	
	実施主体	各特別支援学校（愛知県教育委員会）
	担当部門	各特別支援学校（愛知県教育委員会）

20	制度名	豊明市放課後児童クラブでの医療的ケア児の受け入れ
	制度概要	医療的ケアが必要な児童生徒が放課後児童クラブを利用するために医療的ケアを実施する看護師を派遣する体制の整備を進めています。
	対象者	放課後児童クラブに通う医療的ケアを必要とする児童
	要件	保護者の就労等の理由により、下校後児童を育成することが難しく、かつ家庭で日常的に保護者が行っている医療的ケアが確立し、安定して行われていること。障害の状態や医学的見地からの意見を踏まえ、放課後児童クラブでの受け入れが可能かどうか相談が必要ですので、学校教育課にお問合せください。
	実施主体	豊明市教育委員会
	担当部門	学校教育課（0562-92-8316）

21	制度名	居宅介護
	制度概要	障害者等につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯、及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
	対象者	障害児（者）
	要件	原則、障害者手帳を所持している
	実施主体	民間
	担当部門	居宅介護事業所 （総合的な相談の場合は豊明市児童発達支援センター「どんぐり」）

22	制度名	児童発達支援
	制度概要	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	対象者	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児
	要件	発達に課題があり、支援が必要な児童（満18歳未満）
	実施主体	民間
	担当部門	児童発達支援事業所 （総合的な相談の場合は豊明市児童発達支援センター「どんぐり」）
23	制度名	放課後等デイサービス
	制度概要	授業の終了後または学校の休業日に、放課後等デイサービス事業所等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
	対象者	学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障害児
	要件	同上
	実施主体	民間
	担当部門	放課後等デイサービス事業所 （総合的な相談の場合は豊明市児童発達支援センター「どんぐり」）
24	制度名	保育所等訪問支援
	制度概要	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の必要な支援を行います。
	対象者	以下の①または②に該当し、当該施設において、専門的な支援が必要と認められた障害児 ①保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通っている ②乳児院その他の児童が集団生活を営む施設に入所している
	要件	発達に課題があり、支援が必要な児童（満18歳未満）
	実施主体	民間
	担当部門	保育所等訪問支援事業所 （総合的な相談の場合は豊明市児童発達支援センター「どんぐり」）

制度名	計画相談支援/障害児相談支援
制度概要	指定相談支援事業所が障害福祉サービスや障害児通所支援の利用を希望する障害児・者の総合的な援助方針や、解決すべき課題を踏まえて、適切なサービスの組み合わせ等について検討し、利用者を支援するための総合的な支援計画を作成します。障害者総合支援法のサービスを利用する場合は「計画相談支援（サービス等利用計画の作成等）」、児童福祉法のサービスを利用する場合は「障害児相談支援（障害児支援利用計画の作成等）」を行います。
対象者	障害福祉サービスや障害児通所支援を利用する者
要件	同上
実施主体	民間
担当部門	障害福祉サービスの利用を希望：指定特定相談支援事業所 障害児通所支援の利用を希望：指定障害児相談支援支援事業所 (総合的な障害児相談の場合は豊明市児童発達支援センター「どんぐり」)

※詳細については各担当部門あてにご連絡願います。